

# 国道20号下諏訪岡谷バイパス1工区 共同墓地の官報公告について

森下 真琴

関東地方整備局 長野国道事務所 用地第二課 (〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰 145)

長野国道事務所で行っている国道20号改築事業(下諏訪岡谷バイパス)において、江戸時代から続く、共同墓地として利用されている土地が買収対象となった。当該墓地は、無縁を含む共同墓地であり、また墓標など故人の名前を刻んだり墓碑を建てていないことなどから使用者を特定することが非常に困難であった。

今回は、墓地使用者の特定が困難な状況において、どのように使用者の特定を図ったのか、その取り組みについて紹介する。

キーワード 用地買収, 無縁墳墓, 改葬許可, 官報公告

## 1. はじめに

長野国道事務所では、長野県の主要な幹線道路である中部横断自動車道、国道18号、19号(塩尻市以北)及び20号の改築及び管理を担当している。

本論文では、その中の国道20号改築事業(下諏訪岡谷バイパス)について紹介する。(図-1)

国道20号下諏訪岡谷バイパスは、長野県下諏訪町東町地先を起点とし、岡谷市今井地先を終点とする延長6.3km(うち事業中区間5.4km)のバイパスである。下諏訪町、岡谷市周辺の国道20号は、沿道に家屋が密集して、幅員が狭く、主要渋滞ポイントである西大路口交差点を中心に慢性的な交通渋滞が発生している。またバイパス計画地域は、諏訪湖や八ヶ岳中信高原国定公園

など長野県有数の観光地であり、加えて精密機械などの高度メカトロニクス工業地域を控え、物資、人、情報、文化などの交流が盛んな地域である。このため中央自動車道、国道20号、142号、主要県道などが通過する道路交通の要衝となっている。

本事業は、そうした課題を背景に交通環境の改善と交通安全の確保を目的に、平成4年度に事業化し、平成10年度より工事に着手している。これまでに、岡谷インターに接続する付近から下諏訪辰野線までの延長2.9kmの2工区は、平成16年3月に暫定2車線で供用が開始されており、また、終点側0.8kmの区間である3工区についても、平成29年10月に暫定2車線で供用が開始された。本論文では、現在まだ供用が開始されていない1工区において、買収対象となった共同墓地について紹介する。

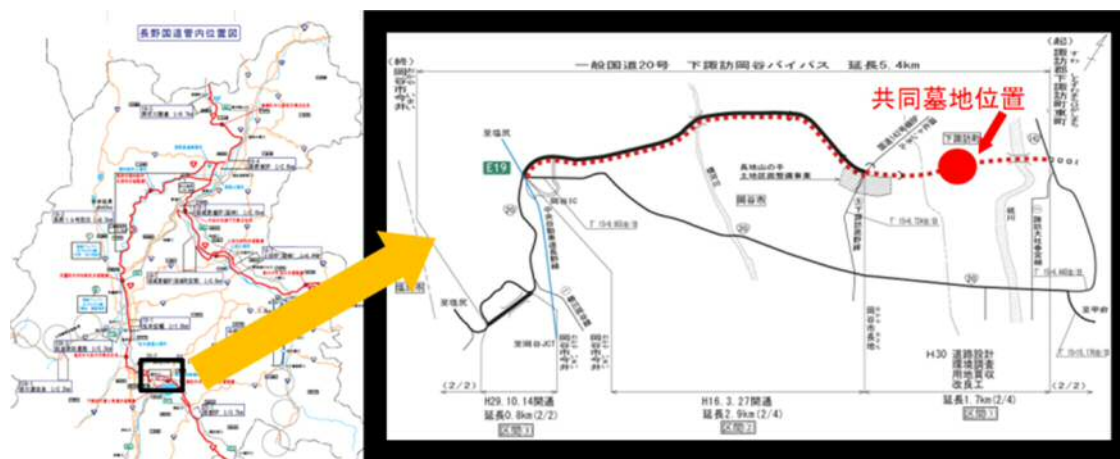


図-1 国道20号下諏訪岡谷バイパス 平面図

## 2.共同墓地の特徴等

共同墓地は、長野県諏訪郡下諏訪町社字一ノ釜に位置しており、その地名から一ノ釜共同墓地と呼ばれている。

墓地全体の面積は、649.21㎡。その中で、買収対象となる面積は、448.06㎡である。

### (1) 所在地の状況

・集落（市街地）を眼下に諏訪湖の湖面を望める高台の南斜面に位置する。（図-2）



図-2

・町道を挟んで2箇所存在する。（図-3）



図-3 共同墓地の航空写真

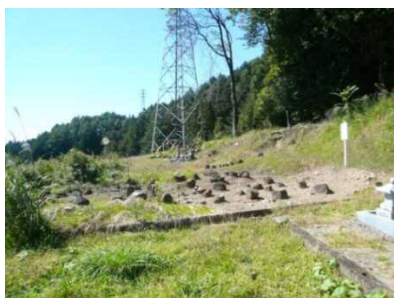


図-4 図-3右側の共同墓地

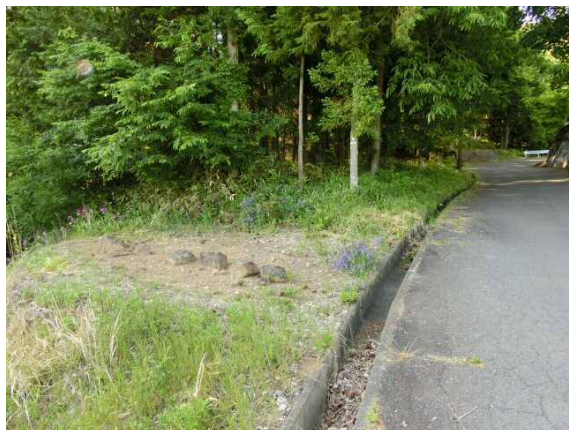


図-5 図-3左側の共同墓地

### (2) 両墓制の慣行

当該墓地は、江戸時代から利用されており、両墓制の慣行があった。

両墓制とは、一故人に対し「埋め墓」という遺体埋葬地と「詣り墓」という遺体のない墓参用墓地の二つが存在する墓制の一つである。「埋め墓」には、墓標など故人の名前を刻んだり、墓碑を建てることができなかつたが、頭石という目印の石を置くことができた。当該墓地は、「埋め墓」として利用されているため、多数の頭石が置かれている。（図4, 5）

また、当時は例外的に、行き倒れや身寄りのない者についても「埋め墓」に埋葬されることがあった。

### (3) 埋葬できる場所に規制がない

当該墓地のある地域は、東山田地区に属している。東山田地区には、さらに東、中、西の組があり、死者が出た場合、東山田に属する家の者は、3つの組それぞれにあるどの墓地にでも埋葬が可能であった。家ごとに、墓地内での位置の明確な縛りはなく、新仏がない空いている場所に埋葬していた。

### (4) 共同墓地の使用者

当該墓地の所在地を所管する下諏訪町からの情報により、当初25名の使用者を把握していた。その後、物件調査を行い、そのうちの2名については、現在は墓地の使用をしていないとの回答を得ており、使用者を特定するための取り組みを行う前に把握していた墓地の使用者数は、23名であった。

### (5) 特徴等から分かること

これらの特徴等から、以下のことが分かった。

- ・個々の墓に墓標など故人の名前を刻んだり、墓碑を建てることができなかつたことから、現地の状況だけでは、故人の名前を特定することができない。
- ・行き倒れや身寄りのない者についても埋葬されている



可能性があることから、把握している23名以外にも墓地使用者がいる可能性がある。

- ・「埋め墓」であることの目印に頭石を置くことは義務ではなかったことから、頭石がない箇所についても、遺体が埋葬されている可能性があり、使用者を特定することが非常に困難である。

- ・組ごとに埋葬できる場所に規制がなかったことから、家の位置から使用者を特定することが非常に困難である。

### 3. 共同墓地使用者の把握

用地買収に伴う墓地の移転にあたり、一旦埋葬した遺体を改葬（掘り出して、移転）するためには、墓地使用者が当該墓地の所在地を所管する下諏訪町に改葬申請を行い、許可を得なければならない。しかし、全ての使用者の特定ができていない状況では、墓地全体の移転をすることができない。

そのため、以下のとおり共同墓地使用者の把握を図った。

#### (1) 看板の設置

平成26年2月21日より墓地の入り口に『共同墓地の使用者を探しています』という看板を設置した。（図-6）



図-6 看板設置

看板設置後、平成26年8月7日に墓地使用者1名から当該墓地の使用をしているとの連絡があり、これで把握している使用者は、24名となった。

#### (2) 官報公告及び立札の設置

下諏訪町からの情報及び看板の設置を行った結果、2

4名の使用者を把握することができたが、未だ墓地内に使用者不明の頭石が存在していることから、無縁墳墓が存在する可能性が考えられた。（図-7）

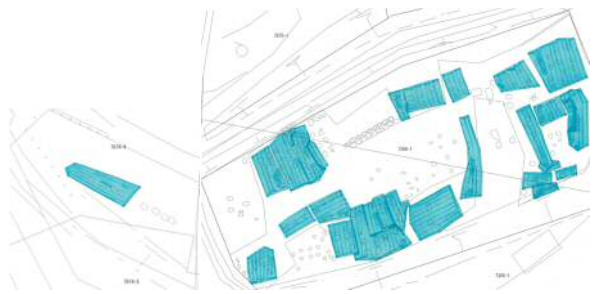


図-7 共同墓地図面  
（青色着色＝使用者が特定されている頭石）

無縁墳墓の改葬を行うためには、厚生労働省の「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」に基づき、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方に対し一年以内に申出るべき旨を官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に官報を掲示した立札を設置し、一年間公告を行う必要がある。

以上の官報公告及び、立札の設置による掲示の後、公告日の翌日から一年以内に墓地の使用者や権利者が申出なかった場合に、町へ無縁墳墓の改葬許可申請を行い、改葬許可を得ることができる。

本案件では、無縁墳墓の改葬を行うため平成28年10月11日に公告を行い、平成29年10月11日までの一年間、墓地使用者等への官報公告（図-8）及び立札の設置を行った。立札を作成する際には、高さや幅のサイズ、レイアウトから、字の大きさや字の間隔などについて細かく設定し、立札が墓地使用者等の目につきやすいように工夫を行った。（図-9）また、墓地が町道を挟んで2箇所存在することからどちらか一方に設置するのではなく、2カ所に設置した。（図-10）

設置後は、立札の様子を頻りに撮影することで、一年間公告をした根拠資料とした。



図-8 官報公告

3. 現地明示看板作成(案)  
 公告看板(無縁墓地前に1年間設置)

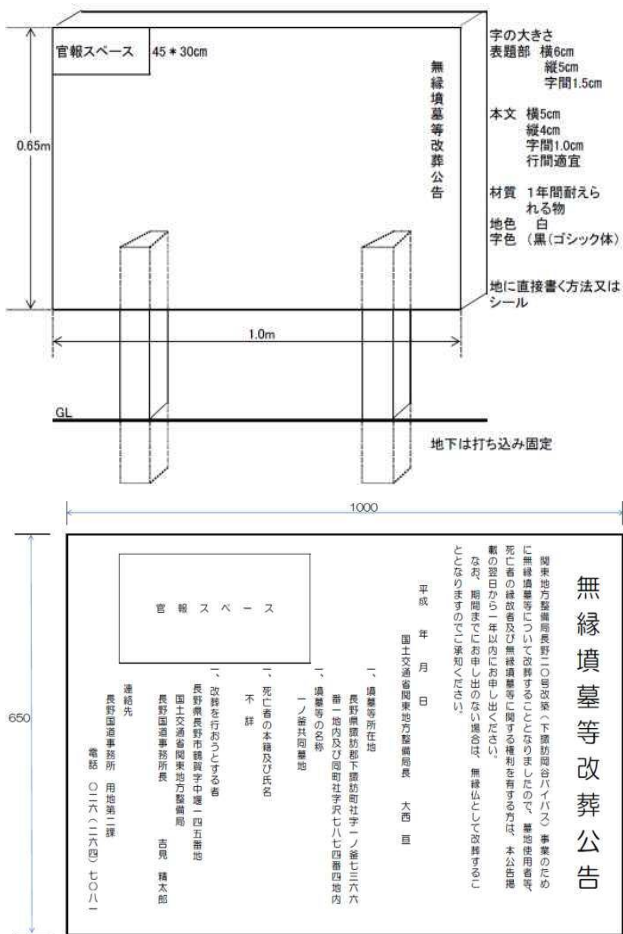


図-9 立札作成時の検討内容 一部抜粋

(3) 結果

官報公告及び立札の設置により、把握していた24名以外に、新たに1名の使用者を特定することができた。また、それ以外の使用者不明の墓については、一年間申出がなかったことから、無縁墳墓と判断した。

(4) 考察

当該墓地は、墓標など故人の名前を刻んだり墓碑を建てていないことなどから使用者を特定することが非常に困難であったが、看板の設置及び官報公告、立札の設置により、使用者の特定、更には、無縁墳墓の改葬が可能になったことを踏まえると、今回の手続きは非常に有効であったと考える。

4.さいごに

墓地の移転に係る補償は、工作物移転料、改葬の補償、祭料、移転雑費補償金の4種類からなる。これらの補償額の算出を行い、平成30年3月より墓地使用者の25名に対して、補償金の提示を行ってきた。(図-11)

図-11 損失補償協議書の一例



図-10 立札設置

今後については、同一時期に使用者が特定された墓地及び無縁墳墓の物件移転の契約、改葬手続き等の補償を行い、用地買収を進めていく予定。